

## 請 書

- 1 件 名 令和7年度長崎港湾・空港整備事務所庁舎舗装工事外1件
- 2 工事場所 長崎市小ヶ倉町3丁目76-72 長崎港湾・空港整備事務所 庁舎
- 3 工 期 契約締結日から令和8年1月19日まで
- 4 契約金額 ￥ . -  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) ￥ . -

上記の契約について、次の事項によりお請けします。

- 1 別冊の仕様書、図面、見積依頼書、暴力団排除に関する誓約事項及びこれらに対する質問回答書に基づき、頭書の契約を履行します。
- 2 発注者の承諾を得たときを除き、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはしません。
- 3 仕様書及び図面に基づき工事施工のため引渡しを受けた貸与物件等については、善良な管理者の注意をもって管理します。
- 4 受注者の責により貸与物件等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不能となったときは、発注者が指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復し、又は損害を賠償します。
- 5 目的物の引渡し前に生じた目的物の滅失、き損等の危険は、受注者の負担とします。
- 6 工事が完成したときは、速やかに工事完成通知書を提出して発注者の検査を受けます。
- 7 前項の検査の結果不合格となったときは、発注者の指示に従い、直ちに目的物を修補して再検査を受けます。
- 8 請負代金の請求は、検査に合格した後、一括して支払請求書により行い、発注者が適法な支払請求書を受領した日から40日以内に、支払請求書記載の銀行口座への振込みによる方法により支払いを受けます。
- 9 受注者の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成できないときは、工期の翌日から工事の完成する日までの日数に応じ、契約金額に年3パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として支払います。

- 10 受注者が契約に違反し、発注者が民法の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として注文者が指定する期間内に納付します。
- 11 第9項の遅延損害金及び前項の違約金は、請負代金の支払いの際に相殺されても異存ありません。
- 12 引き渡した目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、民法の規定により担保責任（契約不適合責任）を負います。
- 13 発注者に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）についても、民法の規定により担保責任（契約不適合責任）を負います。
- 14 この契約について新たに生じた事項、その他疑義を生じた事項については、発注者と協議のうえ処理します。

令和 年 月 日

受注者 住所

氏名

印

発注者 分任支出負担行為担当官

九州地方整備局長崎港湾・空港整備事務所長

殿